

仕 様 書

1 業務名

支障木及び支障枝撤去作業（白川疏水右岸通）

2 業務の目的

隣接地への越境や、歩行者の通行支障となっている樹木の撤去を行うものである。

3 履行期限

令和8年7月3日まで

4 履行場所

白川疏水右岸通（京都市左京区一条寺東水干町）

5 業務範囲

別紙箇所図、写真のとおり

6 業務内容

- (1) 樹木の剪定や伐採をすること。（別紙写真参照）
- (2) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- (3) 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 近隣住民には事前に工事ビラ等で周知すること。
- (7) 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

〈 箇所① 〉



〈 箇所① 〉



〈 箇所① 〉



〈 箇所① 〉



〈 箇所① 〉



〈 箇所① 〉



